

産業技術短期大学 特別奨学金

選考対象となる入学試験

【特待生入学試験（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）】

【特待生入学試験（大学入試センター試験利用 A日程・B日程）】

学力が優秀であるものの、経済的理由から高等教育機関での修学が困難な者に対して、就学の機会を与える給付型奨学金制度です。

特別奨学金の受給資格を得るためには、選考対象となる本学特待生入学試験の特待生Bに合格し、所定の手続きを経て入学しなければなりません。

1. 申請資格

次の要件をすべて満たす者

- 1) 経済的理由から高等教育機関での修学が困難な者で、かつ家計が本学が定める次の基準に該当する者

《家計基準について》

主たる家計支持者(応募者本人の父母またはこれに代わって家計を支えている者をいう。)の2018年(平成30年)の収入金額で、給与所得者は源泉徴収票の支払金額とし、給与所得者以外は確定申告書の所得金額とする。

給与所得者	800万円以下
給与所得者以外	337万円以下

- 2) 本学の特待生入学試験を受験する資格がある者（本募集要項のP.16～19を参照）

2. 給付金額等

奨学金申請者が、特待生入学試験の特待生Bに合格し入学した場合、授業料および学園維持金の半額免除（半期305,000円 年額610,000円）に代えて、原則として、次のとおり奨学金（半期400,000円 年額800,000円）が給付されます。

＜特別奨学金給付額＞ (単位：円)

1年次		2年次	
5月	10月	5月	10月
400,000	400,000	400,000	400,000

なお、特別奨学金は、授業料等と相殺される形で支給されるため、実際の授業料等の納入は次のとおりとなります。また入学時は、所定の期日までに学費延納願を提出することにより、入学金を除く入学手続きの際に納入すべき費用(授業料および学園維持金の合計額)を210,000円に減額することができます。

<実際の納入額>

※入学時については延納願を提出した場合 (単位：円)

区 分	1 年 次		2 年 次	
	※入学時納入	10月納入	4月納入	10月納入
入 学 金	220,000	—	—	—
授 業 料 学 園 維 持 金	210,000	210,000	210,000	210,000
合 計	430,000	210,000	210,000	210,000

(注 意)

他に入学時のみ学生自治会費、学生教育研究災害傷害保険費等が必要です。(詳細は、本募集要項のP.24を参照してください。)

3. 給付期間

給付期間は原則として2年間とし、2年次の継続条件は特待生に関する継続基準と同じです。

4. 申請期間

2019年12月2日(月)～2020年1月29日(水) ※郵送の場合は1月29日の消印有効
※申請書類は、この入学試験要項別添の封筒(「特別奨学金申請書在中」と書かれたもの)を用いて簡易書留便で本学に郵送するか、または直接持参してください。なお、本学の特待生入学試験(I期)に併せて出願する場合は、当該入学試験の出願書類に同封してください。

5. 申請書類

- 1) 2020年度 産業技術短期大学 特別奨学金申請書
- 2) 2018年の主たる家計支持者の源泉徴収票(写し可)または確定申告書の控のコピー
- 3) 2020年度 産業技術短期大学 特別奨学金申請に伴う収入証明書類確認書

※提出書類にマイナンバーが記載されている場合は、マスキング等(黒塗りしコピー)の処理をした上で提出してください。

※同封された家計支持者の収入証明書類と収入証明書類確認書に記入された内容との間に不一致が認められる場合は、申請が認められませんのでご注意ください。

6. 他の奨学金との併用

産業技術短期大学特別奨学金受給者は、本学入学後に申請する産業技術短期大学在学採用奨学金への申請資格はありません。ただし、日本学生支援機構奨学金等は利用できます。

7. 特待生入学試験への継続出願

特別奨学金申請者が、特待生入学試験(I期、II期またはセンター試験利用A日程)で特待生Bに合格した場合、特待生A合格を目的として以降の特待生入学試験へ出願することは可能です。